

1 活動運営の基本方針

富士箱根伊豆国立公園箱根地区において、公園利用者に自然の紹介、解説、案内等を行うことにより、国立公園の本来の利用の推進と自然保護思想の普及をはかるほか、利用者指導・美化清掃及び自然環境の調査等を行うことにより、自然環境の保全と国立公園の適正かつ快適な利用の推進に寄与することを目的とする。

2 活動の運営体制

箱根地区パークボランティア（以下「パークボランティア」という）は、関東地方環境事務所長（以下「所長」という）の指揮監督及び富士箱根伊豆国立公園管理事務所の助言・指導の下に、「箱根ボランティア解説員連絡会」（以下「連絡会」という）を組織する。連絡会の運営は、「箱根ボランティア解説員連絡会規約」に基づいて行うものとし、当該規約の改正にあたっては、所長の承認を要するものとする。

3 協力を依頼する活動の内容

活動内容（項目・概要）	活動実施期間	活動実施区域
<p><u>1. 自然解説活動</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジターセンターの観察会、クラフト教室等の行事の実施</li> <li>・環境省主催の観察会等の行事の補助</li> </ul>	原則、4月から11月の土日祝日及び第2、第4金曜日とする。なお、ゴールデンウィークと夏休み期間中は平日も活動する。	箱根地区内（ビジターセンター周辺、主なハイキングコースなど）
<p><u>2. 利用者指導</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園利用者に対し、適切な利用を指導する</li> </ul>	同上	同上
<p><u>3. 美化清掃等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジターセンター周辺及びハイキングコース等の清掃活動</li> </ul>	年3回のクリーンデーほか、適宜実施	同上
<p><u>4. 自然環境の調査</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジターセンター周辺や主要ハイキングコースの開花状況等時季ごとの自然情報の収集及び提供</li> </ul>	毎月第2、第4金曜日	同上
<p><u>5. 歩道等の施設の安全点検等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登山道や遊歩道を巡回し、軽微な維持補修や危険箇所の報告を行う</li> </ul>	通年（特に利用者の多い春から秋にかけて）	同上

4 研修及び登録に関する事項

(1) パークボランティアの養成研修

所長は必要に応じてパークボランティア養成研修を開催するものとする。また、必要に応じて箱根の自然を広い視野から学び、パークボランティア活動に必要な知識・技能の向上させるための研修会を開催する。

(2) 箱根地区パークボランティアの登録

所長は、原則として(1)の養成研修修了者のうち、下記の要件を満たすものを「箱根地区パークボランティア」として登録する。

- (ア) 本活動を行う能力を有すること
- (イ) 箱根地域において年間5日間以上活動できること

ただし、けが等の事由により活動ができなくなった場合においては、富士箱根伊豆国立公園管理事務所長あてに「箱根地区パークボランティア活動休止承認願ひ」（様式 1）を提出し、2 年以内に限りその活動を休止することができる

（活動再開時には「箱根地区パークボランティア活動再開届」（様式 2）を提出する）。

（ウ）満 20 歳以上であること

登録期間は 2 年間とするが、登録期間終了後も引き続き活動の継続意志がある場合には、再登録を妨げない。また、所長は登録の期間中であっても、「箱根地区パークボランティア登録取消願ひ」により本人の申し出があった場合、もしくはパークボランティアとしてふさわしくない行為があった場合には登録の取り消しができるものとする。

## 5 活動に対する便宜供与

- (1) 活動中に身につける帽子、ワッペン是全国統一のものを環境省よりパークボランティア個人に配布（貸与）する。
- (2) 活動は日帰りを原則とするが、早朝・深夜の活動等のため、やむを得ない場合には、ボランティアステーションでの宿泊を許可する。
- (3) 活動地までの交通費、活動中の食費及び宿泊に伴い使用したシーツのクリーニング代は、パークボランティア自身の負担とする。
- (4) 活動に必要な文具・工作用具・備品等は箱根自然解説活動連絡協議会もしくは環境省において用意する。
- (5) 活動にかかる打ち合わせ場所及び休憩場所として、ボランティアステーションを提供し、ボランティアステーションの光熱水費は環境省が負担する。
- (6) パークボランティア活動中に生じた事故によるパークボランティア自身の傷害等の補償及びパークボランティア活動に起因する利用者に対する傷害賠償は、原則として、環境省が加入する災害補償保険（ボランティア保険）で対応するものとする。
- (7) 環境省は活動に必要な情報の提供を行う。

## 6 その他活動の運営に関して明らかにしておくべき事項

### (1) 活動計画及び実施報告

- ①パークボランティアは、「パークボランティア活動実施計画」に基づいて活動を行う。
- ②富士箱根伊豆国立公園管理事務所長は、連絡会と十分調整の上、毎年度末に次年度の「パークボランティア活動実施計画」を定める。
- ③富士箱根伊豆国立公園管理事務所長は、必要に応じて「パークボランティア活動実施計画」を変更することができる。変更にあたっては、原則として、事前に連絡会と調整をとるものとする。
- ④連絡会は「パークボランティア活動実施計画」に基づき、活動の 1 週間前までに「行事計画書」を作成し、富士箱根伊豆国立公園管理事務所長の承認を受ける。「行事計画書」には人員配置を定める。
- ⑤活動終了後、速やかに「行事实施報告書」を提出する。

### (2) 活動拠点

- ①箱根地区パークボランティアの活動拠点は、箱根ビジターセンター及び箱根ボランティアステーションとする。なお、宿泊にあたっては、別に定める「ボランティアステーション宿泊使用願」（様式 4）を事前に富士箱根伊豆国立公園管理事務所長に提出するとともに、別に定める利用規程を遵守するものとする。
- ②箱根ビジターセンター「多目的ホール」の使用にあたっては、事前に別に定める「箱根ビジターセンター多目的ホール使用申込書」を富士箱根伊豆国立公園管理事務所長に提出し、承認を受けるものとする。

## 7 備考

「箱根地区パークボランティア活動実施要綱（平成 28 年 3 月 改定）」は廃止する。